

議事の要旨

I 会議名	令和4年度 第1回 甲良町都市計画審議会
II 開催日時	令和4年(2022年)5月26日(木) 午後2時～
III 開催場所	甲良町公民館多目的ホール
IV 出席者	委員 甲良町都市計画審議会条例第3条に基づき組織される11名(内1名欠席) オブザーバー 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 事務局 甲良町 建設水道課
V 会長の選出	都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長は学識経験者がある者とし、委員の中から選挙にて選出を行う。委員の中に学識経験者が1名しかいないため、滋賀県立大学環境学部環境建築デザイン学科准教授の轟先生にお願いし異議なしの意見を委員のみなさんからいただきましたので会長を轟先生に決定する。
VI 議題	1 「国道8号彦根～東近江ルート計画」事前協議について 意見等 委員 ・ルート計画上の道路下に当土地改良区の農業用水のパイプライン等が埋設されているんですが、施設設備保護についてはどのようにお考えになられているんでしょうか。 近畿地方整備局 ・どのように保護をするのか、機能復旧をするのかというところを個別に御相談させていただきながら進めていこうと考えています。 委員 ・万が一送水管が漏水等、また、亀裂等が入って破損したときに、今の国道8号線のバイパスのほうに非常に影響があると思われるんです。そうなったときに、現状、復旧工事とかをするのに、開削で多分工事をしていかなければならないと思うんですがそういうことも可能な状況なんじゃないでしょうか。

近畿地方整備局

- ・この新しい8号ができた後のお話だったと思いますけれども、実際に我々、現在の国道8号のところも下に上水道や下水道とかがたくさん通っておりまして、ほかのところではたまに漏水とかが発生して、緊急の工事とかというところをやって、実際に、要は通行止めをして、開削工事とかをして、応急復旧、本格復旧というところを一緒に対応することは実際にやっておりまして、そこはお互い協力をしながらやるような形で、管理になってからはやらせていただこうと思います。

委員

- ・農業面における土地の用地買収について、三角地ばかり残ってくると。耕作しているほうにとって誠にしにくい、効率的に耕作ができるような区画というものを考えていただきたい。

近畿地方整備局

- ・集落等々を避けるために田んぼのところを多く道路が通る状況になっているというのはこちらも認識しているところでございます。三角地がたくさん起こるところというのはこちらも認識しておりますし、分断する形で農道とかもなくなっていくところも認識しているところでございます。

今後、我々、これから細かな設計、測量とかに入って、地域の使われ方というところを見ていきながら、よりよい使い方ができないか検討していくところです。

委員

- ・具体的施策や仕組み、予算措置が、国としてあるのですね。

近畿地方整備局

- ・道路ができることによって、町道なり用水路なりを分断するというところについての機能復旧については我々の予算で全てやるというところでございます。ただ、その後の田んぼとかの区画整理のし直しとかというところは、また我々も勉強して、どういった補助制度があるのかとかいうところは一緒に考えながらやっていこうかなと考えております。

委員

- ・その点は、省庁の横断を含め、そして、ソフトの具体的内容を含め、検討いただくことが必要だというご意見だと思います。ので、国として、国交省に限らず省庁を横断して施策をしっかりと進めて下さい。その他、いかがでしょうか。

委員

- ・各関係機関と協議中のため構造については変更する可能性があるというのは賜って

おります。もう一度盛土の部分について詳細な説明をお願いします。動画をなぞりながらここは何メートルぐらいです、これが何メートルぐらいですというので、委員さんによく分かるように説明されたらどうですか。お願いします。

近畿地方整備局

(動画視聴を踏まえた説明)

- ・こちらの辺りは、今、田んぼのところの道路となりますので、町道や農道よりも田んぼというのは実際低い形となっております。それをここと同じ高さに上げるために少しだけ盛土ができていますので、これは1メートル以下ぐらいのものと認識していただければと思います。こちら辺も、大体この辺りの町道と同じ高さという認識をいただければと思います。ここから先が高くなる。この辺りになりますね。ちょうどこの下の農道か町道かが国道8号の下を通るところです。この辺りで大体6メートルぐらいですね。この田んぼの高さから6メートルぐらいのところの盛土、このアスファルトの道路が通るといいう形です。

委員

- ・路面の高さ。

近畿地方整備局

- ・路面の高さです。ちょうどこの辺りの部分が、最終的にはこの橋梁の部分が一番高くなるんですけども、さっきの町道と接続するところはずっと上がっていきまして、先ほどのところが6メートル、この辺りが7メートルぐらいになっています。最後、この橋梁の部分ですね。ここ、止めてください。こちらのところが一番高い部分で、この辺りの高さが、田んぼの高さから大体9メートルから10メートルぐらいの高さになります。この前の御指摘いただいたのは、そこから、この辺り、家が密集しているので、環境影響評価は今、我々、別途手続しているんですが、新しく道路が通ることによって、要は騒音が環境基準を超えるかもしれないというところがあって、遮音壁をつけたらどうなのかというところも御指摘をいただいてまして、まだ予測ができていませんので、どれぐらいになるかは分からないですけども、もし遮音壁をつけるのであれば、この道路、9メートルとかの高さから、あと2、3メートルぐらいの高さになるので、13メートルぐらいの高さになるということでお話しさせていただいたところがございます。この先はまた平地になる形で、ずっと下がっていく形となっておりますので、町道のほうから9メートルの橋のところまで、ずっとずっと高くなっていて、あとは下がっていくというイメージでいただければと思います。

委員

- ・ルート周辺の住民からは安全性の確保などしっかりとれているのか確保できなければ反対するという声も聞かれていましたが、いかがお考えですか。

近畿地方整備局

- ・まず、我々、今のお示ししている標準断面とかは、道路の施設というのは何もつけ

ておりませんが、まず、基本的にはガードレールを設置するところがあります。ガードレールを設置した上で、環境基準を超えるようなところにつきましては、遮音壁をつけることがありますし、あと、歩道の設置や道路から家がのぞけてしまうところについては目隠し板等の設置も検討しております。そういったところを配慮してつけさせてもらおうとも考えております。それは、すいません、今、どこの部分に絶対つけるとかいうのはまだ決まっておりますが、今後、調整をしていく、協議をしていく中で、そういったことも対応していくこととなります。まずは、車に対してはガードレール、騒音については遮音壁、ここから周辺のところをのぞけてしまうようなところには目隠し板、あとは、ごみが落ちないようなフェンスみたいなもの、そういったものを設置しながら、今後またお示しするという流れになっております。

委員

・よろしいでしょうか。

委員

・ありがとうございます。この前の説明会の後、私のところに何名か、この町の中心地を高い道路が、高速道路みたいなのができると、ちょっと懸念されている声がかつか聞かれるんですけども、このルートは確定路線なのか、お教えてください。

委員

・Aルート確定のプロセスについて説明して下さい。

近畿地方整備局

・昨年度の2月に、滋賀県知事様のほうにルート手交式という形で、このルートについての、要はこの形で進めさせてもらいますというところでルートを御提示させてもらったところでございます。それを踏まえて今、そのルートについて一つ一つ、地元に入って説明をさせていただいているというところで、そのあたりで意見を聞きながら進めていくところになりますが、基本的には、我々はこのお示しさせていただいているルートが最も最適であるということで考えて今、手続を進めようと考えておまして、確定と言われると、まだ関係機関協議とかもありますので、若干変わるところがあるかもしれませんが、ルートとしてはこの部分で進めさせていただこうというところで考えているところでございます。

委員

・すいません、ありがとうございます。では、100%確定ではないのであれば、違う案、ここを通って下さいという案を示された場合は、検討の余地はあるということ

でいいんですか。

近畿地方整備局

- ・まず、ルートについては、基本的にはこの部分で考えさせていただこうと思っております。要は違うルートのお話になりますと、ここでは即答はできないんですけども、意見をいただいたら、それはもちろん持ち帰って、内部で話をしていく形になるかと思えます。

委員

- ・分かりました。ありがとうございます。

委員

- ・ほか、委員さん、御意見、御質問等、いかがでしょうか。

委員

- ・4月に区長会と村づくり委員長会議で質問したんやけど、あのとき、何年かかってできるのか。それが、30年後、50年後を見据えて、この町が衰退するのか、あるいは、繁栄するのか。昭和38年、9年に新幹線、名神高速ができて、結構甲良町の方も、その当時も反対もあったが、今にしてみれば先見の明があったと。それで、アンダーパスはないけれども、ボックス工法で新幹線とか、こういうのを見ていると、もうちょっと広めとか、構造や工法は専門の方が考えてくれているのがこれができたことで町が分断されたりとか、今、滋賀県で一番小さい過疎地域にある町がもっとまたこれが原因で衰退したら、商業、工業ができなくなってしまうと考えられる。これが20年後できるのか、長い間おっしゃっていますね。環境政策とか、いろんなことを総合しながらしていくと、令和20年代になるんかなと思って、今も30年後、50年後、やっぱりここに住んでもらう子供らに私ら、何か夢を持たせられる話でないと、通ったはええわ、人口がどんどん減るわ、町は衰退するわではね。あんまり工法的なことについても町が分断されないように工夫してほしい、せっかく昭和30年、東甲良村、西甲良村が合併して、甲良町として新幹線、名神高速道路ができて何とかやってきたんやけど、ここ最近、この3年、5年どんどん人口減少がひどくなっている。人口減少につながらないようにしてほしい。

委員

- ・甲良町役場としても、これからの対応について検討いただく事項だと思います。国交省としては、事業目標等についてはどう考えていますか。

近畿地方整備局

- ・地元説明のときでも一般論として皆さんにお伝えさせていただいています。今まだこの彦根～東近江につきましては、いつまでに終わるとかという目標は立っておりませんが、まず、今、我々が都市計画の決定の手続であったり、あとは、環境影響評価の手続をお進めいただいておりますが、そちらが大体これから二、三年ぐらいかかるというところで考えております。その手続が終わった二、三年後、初めて事業化というものをしまして、そこから予算がついて、詳細な測量だったり、そこから詳細な設計であったり、地質調査も含めて調査をして、その後、しっかりした用地を買わなければいけない場所が確定して用地買収をします。工事に着手するということがあるんですけども、いろいろ言って申し訳ありません。結論から言いますと、大体一般的に道路事業というものは、事業化してから10年ぐらいで完成するという形で言われているところなんですけれども、長くて申し訳ありません、この道路、24キロと非常に長い道路でございます。なので、全線開通するのは、その10年はさらに超えるのかなというところが我々の認識でございます。今、御回答としてはそこまでのところとなっております

委員

- ・一部供用とかもあり得るわけですね。

近畿地方整備局

- ・今後検討の中に入っていくかと思えます。

委員

- ・町の方でも中長期的なビジョンを検討していくことが必要になります。その他、いかがでしょうか

委員

- ・この甲良町に関して、ここの盛土ですね。ずっと全線盛土になってきていると思うんですけど、特に法養寺辺り、先ほど7メートルとか8メートルとかいう形をおっしゃっていたんですけど、これ、今、犬上川を見ていると、犬上川の河床がかなり上がってきている、堆積で。それで、氾濫する可能性がかなり高くなってきているように私は思うんです。それで、例えば犬上川のこの道より上流で氾濫した場合、この排水ですね。氾濫水のはけ口が取れるかどうかというのは、その辺がちょっと気になるんです。今で、普通の状態なら、ある程度流れてはいけると思うんですけど、田んぼ越しに流れるということではできなくなってしまうので、その辺をどうお考えかお聞きしたいと思います。

近畿地方整備局

- ・今の御意見、甲良町だけではなく、ほかのところでも同じように、ルート候補のところではそういったお話を御心配されているのはお聞きしております。現時点ではまだ、こういったことをしますという回答ができないんですけれども、今後の予定としまして、そういった浸水する形、そういったところのシミュレーションをしまして、要は、この道路ができたときに、このままほうっておいたらただ水がたまってしまうのかというところはシミュレーションで検討していく予定でございます。その上で、この道路ができることで、そういったところが悪くなってしまう場合は、道路整備の中で、排水等々の改革というのはもちろんさせていただく予定でございます。それは今後の検討事項となりますけれども、進めていくことで考えているところでございます。

委員

- ・事業者の方で、想定と対策をお願いします。その他、いかがでしょうか。

委員

- ・先ほど動画等で見せていただいた部分でいきますと、盛土という形になってございます。先ほど委員さんが言われましたように、甲良町はやっぱりコミュニティー事業を本当に重要視して、町長を含め進めているとこかなと考えています。やはりこういう道路が盛土で分断されてしまうと、なかなかコミュニティー的な部分がちょっと薄れる要因にもなるのかなという思いがあります。確かに国道8号線の渋滞を緩和するためにはこういうパスをとという話になろうと思うんですが、こういった案として造られるのであれば、盛土というところの分はいたしかたないところもあるんですが、町のコアになるようなところにつきましては、橋脚というのが正しいのかちょっと分かりませんが、もっと風通しのいいような、ああいう橋脚的な部分でいくという構想も立てていただきたいなと思います。

ちなみに、1キロの橋脚と盛土との予算の差ってどれぐらいなんですか。桁違いなものが起こっているんですかね。

委員

- ・予算の差は大きいと思いますが、地域の合意を図っていく上で必要な視点です。滋賀国道さん、いかがですか。

近畿地方整備局

- ・すいません、それぞれの事業費が幾らというのはなかなか言えなくて申し訳ありませんが、感覚的なもので、大体盛土の構造と橋梁の構造では3から5倍ぐらいの事業費の差があるというところで考えております。先ほど御指摘いただいた、今の盛土構造

を橋梁構造に変えるべきかというお話ですね。これはまた、確約はできないんですけども、都市計画を手續して、事業化した後、これから細かな詳細設計とかをしていく形になります。その中で、地元の皆様とお話をしながら、そういった構造を変えていくような、あくまで構造物を変えていくようなことというの、そこは一緒にお話ししながらできればなというところで考えております。今すぐ、変えますというお約束はなかなかできないんですけど、長い事業の中で、少しお話ししながらできればなという形で考えているところでございます。

委員

- ・橋梁の場合と盛土の場合、高さはほぼ同じ高さでいけるんですか。

近畿地方整備局

- ・高さは同じです。ずっと道路の線形が、縦断の勾配が決まっておりますので、どちらの形式にしたとしても、高さは同じになりますね。橋梁にすることによって、盛土ですと、高くても、申し訳ありません、本当近くの部分で影ができてしまうというのが、我々の橋梁ができることによって少しマイナスの部分があるのかなというところがあるのと、あとは、特に家の近くでありますと、どっちがいいのかは分からないんですが、橋梁って、ジョイントと言いまして、継目、継目の部分があるんですけど、やっぱりそこを車が通るたびに音がする懸念はあります。新しい道路ですと、そんなしないんですけど、そういったところもありますので、そういうところもまたお話ししながら、御相談させてもらえればなと思っております。

委員

- ・ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

委員

- ・3D映像もありましたがこれも、たたき台なんですか。それとも、半々ぐらい？ それとも、80%ぐらい、もうほぼこれで認めてくれよというところなの。そこら辺のところ、ちょっと聞かせていただきたいんですけど。

近畿地方整備局

- ・まず、今の、我々、設計の段階というのが、レベル的には概略設計、予備設計、詳細設計ということで、詳細設計になると、もう工事の発注をするような図面、かなり細かなものになります。今は概略設計と申しまして、図面が2,500分の1のところ、要はまだ調査とか細かな測量をしていないんですけども、ルートを決めていくというところで、何%と言われると、なかなか言いづらいところがあるんですけども、ルートとしてはこの辺りを通したいというところでお示しさせてもらっている

ころでございます。

委員

- ・ルートは、ほぼこれでやらせてほしいというところでは、構造等については変更する可能性があるということですか。

近畿地方整備局

- ・はい。そうです。

委員

- ・分かりました。ありがとうございます。

委員

- ・ほか、いかがでしょうか。

委員

- ・政策目標の中に、産業振興の促進であったりとか、観光振興の促進であったりとか、商工会にとっては大変ありがたい目標、コンセプトの上でこの路線を計画していただいているとは考えておるんですが、甲良町内において、どのような恩恵があるのか。住民の方皆ににぎわいが戻るであったりとか、特に甲良町においては商業がどんどん衰退しておりますので、そういった商業にとってもメリットがあるという御説明を今後またいただけるとありがたいと思います。

近畿地方整備局

- ・まずは現在の国道8号がかなり渋滞しているというところで、特に産業につきまちは、トラックの運搬とか、そういったところで、要は運搬時間が非常に長くなるというところで課題が生じているところで、この道路ができることで、まずは現在の国道8号が、交通量が転換することで、運搬距離とか運搬時間がスムーズになるかと思います。あとは、甲良町のところに新しい道路ができることで、接続箇所は車のスピードもなかなか落とさないようにするために限定させていただきますが、その接続するところから乗ることによって、そういった運搬距離とか移動距離、移動時間とかはスムーズになるのかなと考えております。あとは、その先、接続した周辺とかのまちづくりとかについては、また甲良町さんともお話ししながら進めていければと思っておりますけれども、いずれにせよ、我々もこの事業を進めていく上で、整備効果というものをこれからつくってお示ししていくような形になっております。申し訳ありません、今時点ではまだそれは作業中ではございまして、また今後整備効果というのを細かくつくっていく中では、皆様に分かりやすく御説明できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員

- ・ありがとうございます。その他、この場で意見しておきたい委員さんはいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

私から6点あります。1点目は、先ほどルート帯の話がありましたが、つまりは、この1キロ幅には必ずしもこだわっていないという理解で、そこから出ることもあり得るという理解でよろしいのですね。

近畿地方整備局

- ・今はその1キロの中で整備する、ルートを決めるという形で考えております。

委員

- ・ということであれば、Aルート帯1キロ幅に、手続的に決定した合意形成プロセスを提示して下さい。このまま、Aルートで行くとすれば、このルート帯1キロ幅から出るわけにはいきませんということに決定したプロセス、どういう手続きでそう決定したのかという説明がないと、住民さんはじめ話が始まらないかと思います。つまり、国と県だけの協議なのか、市町にはしっかり照会したのか、どういう対象・範囲で意見照会をかけたのか。その説明がないので、国と県で決めましたと理解されても仕方がない。Aルートで今後話を進めていくと決定した手続き・プロセスを具体的に提示して下さい。それがまず前提となります。

近畿地方整備局

- ・分かりました。

委員

- ・それらについては、県・市町さんとも確認いただいて。甲良町役場としてはそれらの手続きはどう進めてきたのか、そのプロセスを資料としてしっかり整えて下さい。以上が1点目です。

2点目は、資料12ページを読み解こうとしているのですが、クロスする箇所の道路はどのような形態になっているのか。今言っている「平面交差」「立体交差」は、「乗り入れ」の話ですね、13か所というのは。一方、資料12ページに挙がっている町道等との「立体交差」は、乗り入れはない箇所で、アンダーパスというか、盛土の下を通ると。「立体交差」といっても、構造は違うわけですね。

近畿地方整備局

- ・さようでございます。

委員

- ・アンダーというのは、現道の路面高より下がるのですか、そのままの高さですか。

近畿地方整備局

- ・現状としましては、そのままという形になります。

委員

- ・現道がクロスする箇所のうち、乗り入れない箇所について、現道から通り抜けられなくなるのか、盛土の下を路面高のままで通過できるのか、先ほどの指摘のように橋脚の方がよいのではないかなどについて、資料を提示ください。例えば、向こうの農地まで農機具で行き来しますよ、通学路ですよ、バス路線ですよ、地域の旧道として行き来に必要ですよ、など、それぞれの道・場所をどのように認識して対応するかは、町民にとって非常に切実な事項となります。

3点目は、先ほど農地の話がありましたが、沿道の隣接する農地・宅地等の実状や取扱いの事項についても、クロスする部分の詳細とあわせて、道路・農地・宅地等についての検討案を一度整理して提示いただく必要があると思います。

4点目は、先ほど動画がありましたが、あれは鳥の眼の視点ですので、アイレベルでの絵が必要です。既にCGがあるわけですから、3Dで地上レベルまで落とせると思いますし。地上レベルでは、道路構造物が実際どう見えるのか。その際は、周辺の建築物とかランドマーク、遠景の山とか、そういうものも背景に入れて下さい。アイレベルで見たときに実際、町においてどう見えてくるかの絵を提示ください。先ほど言っていた遮音壁等も出てくるでしょうし、植樹帯や法面緑化など、景観配慮・環境配慮をどういう形でやるのか。先ほどの盛土・橋脚の件も含め、いろいろシミュレーションした絵を。それらの絵を用いて、実際に立ち上がった状況を具体的にイメージできる形で、今後のやり取りはして下さい。

5点目は、主に甲良町役場さんマターかと思いますが、今日のお話を聞いていると、やはりこういった事業を進めるに際し、都市マス・国土利用計画等の見直しは必要ですし、あわせて総合計画等においても、農業施策をどう考えていくかとか、教育、福祉、商工、コミュニティー等の施策など、どうしていくのかという課題がたくさんあります。今、滋賀国道さんの話があったように、いろいろ協力させていただきますとのことですので、町役場としてもどのような対応が必要かという、まずは課題をいろいろ挙げて、国にも協力いただく準備をはじめする必要があります。

6点目は、Q&A表を作成・共有ねがいます。今後いろいろ質問・意見等が出てきますので、滋賀国道さんと町役場さんと、質問・意見等を受けた表をまとめて下さい。たちまち答えが出ないものもあるかと思いますが、まずはどういった指摘等があったのか、それに対しどういう対策が講じうるのかといった点を含め、お互いに共有して

進んでいく必要があります。

以上6点ですが、滋賀国道さん・町役場さんから何かございますか。

事務局

- ・今、御指摘いただきましたQA表につきましては、先ほど、本日だけでは質問できない場合の用紙を6月末までに出してくださいということで用紙を置かせていただいておりますので、そちらに御記入していただいて、町といたしましては、滋賀国さんと協力をしながらQA表は整理をさせていただきたいと思っております。

委員

- ・それらも用い着実に積み上げていって下さい。なお、変更等があれば、それをフィードバックする必要もあります。そういったことも含め、進めていただければと思います。
その他、よろしいでしょうか。今日はじめて資料や動画を見たという段階かと思えますので、いろいろ質問・意見等あるかと思えます。ひとまず6月末までに、今日の現段階の資料等をふまえた質問・意見等ございましたら、事務局までお送り下さい。なお、その後も引き続き、検討は続きますのでよろしくお願いいたします。

2 「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設」事前協議について

意見等

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・資料1につきましては、施設整備基本計画の概要版となっておりますけれども、この概要版は、令和元年の当組合議会10月臨時会において承認されました施設整備基本計画から、対象事業実施区域の面積や熱回収施設及びリサイクル施設の規模がちょっと変わっております。このことにつきましては後ほど御説明させていただきます。
それでは、まず、建設候補地の位置については、皆様も既に御存じかと思えますけれども、改めて御確認いただけたらと思います。
資料の2を見ていただきますと、拡大した広域の図がありますが、建設候補地は2枚目に拡大したものがあまして、建設候補地は荒神山東側のふもととなります彦根市清崎町地先の西清崎町自治会内にございます。荒神山と宇曾川に挟まれた土地となっておりますが、現地は調整区域の農業振興地域でございますが、一部は作付されていない農地もございます。また、従来イノシシの被害の多い地域でもございます。候補地の東側には彦根市の市道の大藪金田線が通っておりまして、宇曾川、安食川を渡った先には県道の2号線が

通っているところがございます。こちらの小学校区としては亀山学区内となりますけれども、この候補地の西清崎町自治会に一番近い集落が彦根市稲里町の山崎となっております、こちらは稲枝東学区となっております。また、日夏町の島自治会というところとも隣接しております、こちらは小学校区としては城陽学区ということで、幾つかの学区と隣接していることとなります。

資料の1枚目には対象事業実施区域の面積を記載しておりますが、当初の施設整備基本計画では、この区域面積を約4.9ヘクタールでお示ししておりましたが、当初の面積というのが西清崎町自治会から提供が可能な土地の面積を記載したものでしたので、令和2年度に用地測量を実施したことによりまして、建設候補地内の里道など、法定外公共物の土地面積が実測されましたので、その分を加えた区域面積として約5.2ヘクタールとなっております。

資料の3枚目を御覧いただきますと、この場所は宇曾川及び愛知川の浸水想定区域に指定されているほか、資料の4枚目にありますように、建設候補地の北西側の一部が土砂災害危険箇所指定されております。これらの災害対策につきましては後ほど御説明させていただきます。

それでは、資料1の施設整備基本計画の概要の説明に入らせていただきます。

資料1の表紙には、施設整備基本計画とはどのようなものかなどを簡単にまとめておりますけれども、表紙をおめくりいただいて、1ページ目の上段には、1市4町の広域でごみ処理施設を整備することとなった経緯と、現在の建設候補地に決定した経緯が記載されております。また、その下には6つの施設を整備していくための理念と基本期方針を記載しておりますけれども、これにつきましては後ほど各自で確認いただければと思います。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目の上段の処理対象物と施設規模についてですけれども、当初の施設整備基本計画を策定した時点では、彦根市と4町で現在分別区分とか処理方法が異なります容器包装プラスチック、以下、容器包装プラと言わせていただきますけれども、容器包装プラについて、この新しいごみ処理施設で容器包装プラを焼却して熱回収をするのか、あるいはリサイクルしていくのかということが決定していなかったことから、熱回収施設の場合は日量1日間144トン、これは容器包装プラをリサイクルする場合ですけれども、から、日量147トン、こちらは容器包装プラを焼却して熱回収していく場合ですけれども、このように幅を持たせた計画となっております。また、リサイクル施設の場合は31トン、これは熱回収する場合がありますが、から、リサイクルする場合、35トンのような幅を持たせておりましたけれども、本日の資料では、熱回収施設が日量142トン、リサイクル施設が日量で37トンとしております。これは、今年の3月に1市4町で、令和11年度の新ごみ処理施設の供用開始を視野に入れた一般廃棄物処理基本計画が策定されまして、その計画の中に1市4町の新ごみ処理施設での容器包装プラの処理方法が定められたほか、容器包装プラスチック以外、硬質プラスチックなど、その他のプラスチック類も併せて資源化するという方針が定められたことから、それを反映した施設規模と

したものでございます。

熱回収施設の場合には、災害時の廃棄物処理のための余力として、通常のごみ量の10%分の量を見込んでおりますので、記載のとおり、日量142トンのうちの13トンが災害時の廃棄物の処理の余力ということでございます。ただしですが、この142トンは、現在4町では、燃やすごみとか不燃ごみとして、彦根市では埋立てごみとして回収されておりますその他のプラスチック類、硬質のプラスチック類などですけれども、それらを焼却するものとして試算したものでございますので、現在、当圏域におけるその他のプラスチック類の賦存量について試算しているところですので、最終的にはこの142トンよりも若干小さな規模になると見込んでおります。

リサイクル施設の規模については、逆に、当初、容器包装プラスチックをリサイクルするため35トンとしておりましたけれども、1市4町の一般廃棄物処理基本計画で資源化していくということでございますので、それらを資源化すると、日量37トンとなっておりますが、これには、その他プラスチック類の処分量が含まれていないこととなりますので、これをリサイクル施設で処理するというので、この37トンよりも若干規模が大きくなっていくのではないかと想定しております。

次に、中段からの処理方式、処理設備の計画概要についてですが、熱回収施設は、ストーカー式の焼却方式で計画しております。この方式は現在の彦根市清掃センターと同じ方式でございます。また、焼却灰などについては、大阪湾広域臨海環境整備センター、通称フェニックスと呼ばれますけれども、での埋立てを前提としておりますが、リサイクル施設の処理方式などは記載のとおりでございますので、また御確認いただきますようお願いいたします。

次に、3ページ目ですけれども、上段の公害防止計画、焼却残渣処理計画ですが、基本計画では、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動など、公害防止項目になるものを整理しまして、対象となる物質の除去方式や対策を定めております。また、公害防止基準の設定では、排ガスについては、表中の赤枠内にありますとおり、項目によっては法律の法規制値よりも厳しい公害防止基準を設けて管理、運転することになります。

(5) 番目の排水についてですが、現在この西清崎地区は農村下水道での処理となっておりますけれども、彦根市では、令和12年度までに、市内の農村下水道を公共下水道に切り替えるという計画がございますので、新ごみ処理施設から発生する施設排水は、施設内で処理した後に、公共下水道に放流する計画でございます。

その下の段のごみ搬入ルートの検討についてでございますが、当該建設候補地に決定して以降、彦根市に対しましては、新規施設までのアクセス道路を兼ねる市道整備について協議を重ねてまいりました。その結果、紆余曲折を経て、資料3にありますように、荒神山を迂回する形で、市道の大藪金田線と稲村山農道を結ぶ幹線市道整備計画を事業化いただくこととなりました。彦根市では、今年度からこの概略の設計に入られるということから、現状では、この図では100メートル幅のルート帯で示されております。

ただしなのですが、彦根市の財政状況では、新ごみ処理施設供用開始予定の令和11年度までに全線を整備することができないということから、供用開始までに赤色部分、この北部分、北工区だけを整備されまして、青色の南工区は、その後引き続き整備されるということでお聞きしております。また、当該市道整備は、新ごみ処理施設の整備を機に、彦根市に事業化いただいたものでございますので、新ごみ処理施設までのアクセス道路としても利用することから、同組合においても一部費用を負担しなければならないものと考えております。

当該市道を通して新ごみ処理施設に搬入される車両の台数ですけれども、曜日とか月によっても異なるんですけれども、平均で、パッカー車が1日120台程度、住民や事業者が直接ごみを持ち込まれる車両の台数としては280台程度、合わせて1日約400台の車が入り出すという想定をしております。このうち8割程度が北工区となる北側から搬入となりますけれども、南工区が整備されるまでの間は、ほぼ北側からだけの搬入ということとなります。続きまして、4ページ上段の工事用車両の通行ルートの検討についてですが、建設候補地の周辺には、10トンダンプなど、大きな大型の車両が通行できるような道路が限られているんですけれども、可能な限り現道を利用する方針でございます。具体的には、記載のとおり、県道2号の新大山橋の左岸側から進入しまして、宇曾川の左岸を北上して建設の候補地に至って、退出時は北上して、宇曾川に架かっております新橋から幹線道路に出るというふうに考えております。ただし、この宇曾川の左岸堤防道路から施設までの間につきましては仮設道路の整備が必要ということで考えております。詳細につきましては、現在進めております造成等実施設計業務におきまして、車両台数や交通量調査の結果を基に、周辺への影響を極力抑えたルート等を設定してまいりますので、よろしくお願いいたします。

その下の雨水排水の検討についてですけれども、こちらは記載のとおり、調整池にためた雨水を、流量などを調整して、排水設備によりまして宇曾川に放流する計画でございます。続きまして、施設配置、動線計画についてですが、施設配置については、施設整備を請け負うこととなるプラントメーカーが実施設計をしまして、そちらで決定することから、ここに示しております各施設の配置というのはあくまで当組合の案になります。茶色で示しております部分は造成等基本設計の業務で検討した盛土の範囲となりまして、おおむねこのような形になってまいります。さきに申しましたように、当該建設候補地は浸水想定区域になっておりまして、宇曾川の影響による浸水の想定最大規模としましては2メートルから3メートル、愛知川の場合は1メートル未満の最大想定規模となっております。

この浸水対策としましては、当初の施設整備基本計画では、2メートルの盛土を今の田んぼの面からして、ごみの受入れピットを建物の2階部分として、中央制御室などの施設稼働に必要な重要設備についても2階に配置するということが計画をしておりましたが、環境影響評価、環境アセスの手続を進める中で、2階部分に重要設備などを配置した場合、建屋のほうが高くなってしまって、景観への影響が大きくなってしまうと判断されました。このことから、造成等基本設計業務では、この影響を低減するために、盛土をさらに2.5メートル追

加しまして、現状の田んぼ面から4.5メートルになるような形にして、宇曾川の左岸堤防の高さまでとして、重要設備を1階に整備するという事で、建屋自体が5から6メートル低くなっていくということで、その結果、景観への影響を低減できるものと判断しまして、基本設計業務を進めてまいりました。

しかしながら、この盛土を宇曾川の左岸までの高さとしますと、土量、土の量がかなり多くなっていくということもありまして、造成費用も大きく膨らむこととなったので、現在進めております造成等実施設計の業務において、最新の浸水シミュレーションの情報を活用しまして、適切な余裕高さを見込んだ盛土高さを再度検討して、その高さに合わせた軟弱地盤の対策の解析を行ってまいります。よって、現状では盛土高さをお示しすることができないんですけども、宇曾川左岸よりは1から1.5メートル程度低くなる、今の現状の田んぼの面からも3メートルちょっとぐらい高くなっていくのかなと想定しております。

また、土砂災害の警戒区域に指定されているエリアでございますけれども、こちら、候補地の北西側の飛び出た部分までとなっておりますけれども、この部分については、運動場などを整備する計画にしておりますし、また、このエリアからは離れた位置に重要な各施設を整備するという事。また、さらに、各施設は盛土でかさ上げたその上に整備するという事から、土砂災害の影響がないと考えております。

このような自然災害の対策が必要となる土地ではございますけれども、近年日本国内におきましても温暖化の影響と考えられるような水害であったり、大きな地震なんかも多発していることから、施設整備の理念の5に書かせていただいておりますが、災害に強い施設を建設することとしておりますので、万が一の災害時にも持続して焼却及び発電ができて、自主避難所や防災拠点としても活用できる施設となるように検討しているところでございます。

続きまして、敷地内の動線計画ですが、先ほど説明した市道の整備計画図では現況100メートル幅のルート帯となっておりますけれども、建設候補地には南側で接するように市道を整備いただくということでお願いしておりますので、施設への入口は南東の角辺りを想定しております。よって、搬入車両は南東の角辺りから敷地内に進入後、敷地の東側を北上することとなりますけれども、多くの一般の搬入車両等によって、周辺道路に影響が生じないように、この入口から計量所までの距離を200メートル以上は取るように計画をしているところでございます。

最後になりますけれども、今後の事業スケジュールについてですが、ここの表の一番上の施設整備基本計画から5行目の施設整備基本設計までと、8行目の土壌汚染状況調査、地歴調査につきましては、もう既に業務を完了しております。6行目の敷地造成の実設計につきましては、先ほど申しましたとおり、基本設計で検討した内容から盛土高さを低くするなど、再度検討を進めているところでございまして、令和5年3月末の完了予定となります。

その下の施設整備事業者選定でございますが、これは令和6年4月頃を予定します施設整備工事に係る入札に向けまして、今年度から事業者選定委員会を設置いたします。この当該委員会は、新ごみ処理施設の整備及び運営事業を民間事業者へ包括委託するに当たって、民間

事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に設置する委員会でございます。業務内容としましては、事業者の公募に必要な書類の内容や参加する事業者から提出される参加資格関連書類、また、提案書、事業費等の審議を行っていただきます。プラントメーカーから提出される提案書の審査に当たりましては、落札者決定基準に基づいて客観的な評価を行っていただく予定でございます。この委員会の委員の構成としましては、学識経験者と当組合の構成市町の代表職員及び現有施設2施設、圏域にもございますが、そのの所長を含む10名程度の委員会を想定しております。

続きまして、環境影響評価と都市計画決定手続についてでございますけれども、資料の4を御覧いただきと思います。

令和3年度におきましては、建設候補地内及び周辺地域における大気質や動植物などの1年を通じた現況調査を進めてまいりました。この現況調査は、令和3年2月から、第1期目となる猛禽類の繁殖調査から着手しまして、大気質の通年調査を終えて、四季調査については、秋の調査から1地点追加した地点がございますけれども、そこについては今年の夏の調査をまだ残しておりますが、ほかの地点はもう完了しているような状況でございます。現在は第2期目の猛禽類の調査をしているところでございますが、こちらは8月まで実施する予定でございます。今後現況調査が完了しましたら、調査結果を基に、周辺環境への影響の予測や評価を行って、環境保全策を取りまとめることとなります環境影響評価準備書を作成することとなりますが、調査が完了しているものから、現在は順次、この準備書を作成する作業を進めているところでございます。

この当該準備書の公告縦覧予定が本年の8月の下旬を予定しておりますけれども、1市4町の都市計画審議会様では、この準備書の公告縦覧に合わせて都市計画案を公告縦覧いただくこととなります。また、令和5年7月頃を予定しております環境影響評価書の公告縦覧に合わせて、都市計画決定の縦覧、告示をいただくこととなりますので、都市計画審議会の皆様には、適宜、進捗状況に合わせた御報告をさせていただき、また御審議願いたいと思います。資料4、一番下の段ですけれども、敷地造成の工事及び施設建設工事につきましては、この両工事を合わせて発注していくこととなります。令和5年2月下旬に実施方針の公表とありますけれども、こちらは新ごみ処理施設整備事業における事業場所、整備する施設、その施設の規模や処理方式などの方針のほか、PFIやDBO方式などで事業を実施するに当たりまして、民間事業者の募集や選定に関する事項、責任の明確化など、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項などを定めまして、この実施方針として公表するものでございますが、これでプラントメーカーに対しましては入札に向けた準備を促すというものでございます。入札参加に意欲のあるプラントメーカーはこの時点から準備を始めるということをお聞きしておりますけれども、この提案書作成などの準備期間としては、1年程度は必要であると聞いております。

入札公告は、実施方針の公表から4か月後となる令和5年7月上旬で予定しておりまして、同月下旬頃を想定している都市計画決定よりも若干早い段階で入札公告を行うことになり

ますが、都市計画決定後、令和6年4月頃に、入札に係るプラントメーカーからの提案を受けまして、事業者選定委員会で評価いただき、請負事業者、候補者を決定いただくこととなります。この候補者を採用するかどうかは組合管理者会で決定されますので、正式な工事契約は令和6年7月頃になるものと想定しております。資料では7月以降の工事スケジュールを記載しておりませんが、これは工事スケジュールについてもプラントメーカーからの提案によるところとなるためでございます。当組合の想定では、契約した後、工事請負業者は1年程度かけて施設整備に係る実施設計を行うこととなりますが、その間、工事用車両の仮設道路や雨水排水工事を進めるほか、地盤改良に係る設計を行っていくものと想定しております。

この地盤改良の設計についてですが、軟弱地盤ということもありまして、当組合が実施した造成等基本設計及び現在進めております実施設計では、盛土と余盛りによる圧密沈下、重さによって沈下させていくという、それで地盤を固めていく手法と併せまして、軟弱地盤を形成しています腐食土層から水分を抜きながら、この圧密の沈下を促進する手法で検討しているんですけども、この手法を採用するかどうかというところについては、請け負うプラントメーカーの判断によるところでございます。そして、半年程度で地盤改良の設計が完了しましたら、この地盤改良と併せて盛土をしていくことになると思います。盛土の沈下期間としては、盛土を完了してから2年半程度となる見込みでございます。施設建設工事は令和7年7月頃から着手されるものと想定しておりますけれども、令和11年度での施設供用開始を目指して事業を進めているところでございます。

以上でございます。

委員

- ・ありがとうございます。
それでは、甲良町事務局さんから、この先の甲良町都計審のスケジュールと、質問票について補足説明ねがいます。

事務局

- ・先ほど組合さんのほうから申していただいたとおり、大体8月ぐらいにもう一度都計審の審査会を開かせていただきまして、計画案をお示しさせていただきたいと思います。最終的に、12月以降になりますけれども、審議会を、最終、議決をしていただくという予定を現在スケジュール感で持っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

委員

- ・次回8月頃に、甲良町都計審で「案の作成」の審議を予定しているとのこと。これは、県都計審にかけなくてよいのです。彦根市と4町で、各市町の都計審で「案の作成」の同意が取れば、あと12月以降にもう1回、都市計画決定の審議があるという形になってい

るとのことです。

ご質問・ご意見等いかがでしょうか。私から2点させていただきます。特に彦根市さんが直接影響を受けるわけですが、案作成・都決に向けて一応スケジュールどおり行けそうな状況でしょうか。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・今、彦根市さんを中心に、1市4町の都市計画の担当者の皆様とも、担当者会議なんかも一緒に開かせていただいているような状況で、スケジュールとしましては、彦根市さんで都決に間に合うように、今、調整をいただいているところでございますので、それを基に、また4町の都市計画審議会の案としても作成いただくことになろうかという状況でございます。

委員

- ・ありがとうございます。

もう1点が、「災害に強い施設」といった理念がある一方、資料2でしょうか、浸水想定は2メートル超なのですが。確認ですが、今出ている絵は、200年確率ですか。さっき何かで、1000年確率と言っていました。1000年確率の場合は、どのぐらいの浸水深ですか。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・1000年でも同じ

委員

- ・いずれも2メートルから3メートルの浸水深ということですね。それで、先ほど盛土の話がありました。建屋を1階建てにすることで景観配慮するということですね。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・建屋を2階建てにすると、通常の1階建ての高さよりも五、六メートルやっばり高くなってしまうとお聞きしておりまして、当初は田んぼ面から2メートルの盛土で、その建屋を少し高くして2階に施設を整備するということでもございましたけども、それが景観を悪くするということもございますので、当初2メートルであったところを3メートルぐらい、1メートル程度上げていくことになろうかと思いますが、建屋としては当初よりも5、6メートル下がるということですので、全体的には4、5メートルぐらい当初よりは下がって景観がよくなると想定しております。

委員

- ・地盤高を上げた上で、当初二階建ての予定だった建屋を平屋にしたと。機能的には平屋でも処理できるということですね。今回は県都計審にはかからないとのことですが、県都計審ですと、立面図とか、地盤高が分かる具体的な配置計画の図面なども出てきます。具体的に被害想定箇所と地盤高等との関係が分かる図面や、あと、実際の敷地と建築物のプランが分かる図面等が必要かと思いました。

それと、車道からは上がっていく形なのですね。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・この敷地の南東角ぐらいに進入路が入ってくるんですが、色が茶色っぽいところが盛土をしていく部分で、のり面になっていて、下、東側については、だんだんと斜路で、のり面が、盛土が上がっていく形になりますので、若干、2メートル程度は上がっていく形のスロープ。

委員

- ・宇曽川を越して、1回下りてから、また上がる感じになるということなんですね。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・そうでございます。

委員

- ・分かりました。

これ、土砂災害についてはレッドゾーンですよ。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・飛び出た部分がレッドゾーンとなります。

委員

- ・ですので、災害時の利用等もあるとすれば、その対策やマネジメントの話も必要だと思います。災害の状況によっては避難場所等になることもあるとのことですが、ソフト面も含め整理いただく必要があると思います。

その他、委員さんからよろしいでしょうか。また何かございましたら質問票で、町事務局に送って下さい。案作成と都決にかかる審議は、次回以降の都計審となります。それでは、2号議案については、以上といたします。

議案は以上となりますが、その他、ご質問・ご意見等なにかございますか。よろしいでし

ようか。それでは、事務局にお返しします。ありがとうございました。

事務局

・すいません、会長、ありがとうございました。

以上を持ちまして令和4年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。

(以上)